

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年1月18日(2018.1.18)

【公表番号】特表2017-535870(P2017-535870A)

【公表日】平成29年11月30日(2017.11.30)

【年通号数】公開・登録公報2017-046

【出願番号】特願2017-525333(P2017-525333)

【国際特許分類】

G 06 F 9/445 (2018.01)

【F I】

G 06 F 9/06 6 5 0 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年10月26日(2017.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つ又は複数のプロセッサを有する装置によって実行される二次元(2D)コードスキャニングインターフェクション方法であって、

前記装置により2Dコードをスキャンして、前記2Dコードに対応する第1の2Dコード値を取得することと、

前記第1の2Dコード値に対応する第2の2Dコード値を取得することと、

前記第2の2Dコード値に対応するアプリケーションを呼び出し、前記アプリケーションを介してインターフェクションのために前記第2の2Dコード値を開くこととを含む、方法。

【請求項2】

前記第1の2Dコード値は、識別情報を含み、

前記第1の2Dコード値に対応する前記第2の2Dコード値を取得することは、前記識別情報に対応する前記第2の2Dコード値を取得することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第2の2Dコード値に対応する前記アプリケーションを呼び出し、インターフェクションのために前記第2の2Dコード値を開く前、前記方法は、

前記第2の2Dコード値に対応する、呼び出された前記アプリケーションで前記第2の2Dコード値を開くことのセキュリティを検証することを更に含み、

前記第2の2Dコード値に対応する前記アプリケーションを呼び出し、インターフェクションのために前記第2の2Dコード値を開くことは、

前記セキュリティを成功裏に検証した後、前記第2の2Dコード値に対応する前記アプリケーションを呼び出し、インターフェクションのために前記第2の2Dコード値を開くことを含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記第2の2Dコード値に対応する、呼び出された前記アプリケーションで前記第2の2Dコード値を開くことのセキュリティを検証することは、

前記識別情報に対応する第1の鍵を取得することと、

前記アプリケーションに対応するアプリケーションサーバに前記第1の鍵を送信するこ

とであって、前記第1の鍵は、前記アプリケーションサーバによって、前記識別情報に対応する記憶された第2の鍵と比較するために使用される、送信することと、

前記アプリケーションサーバから検証結果を受信することであって、前記検証結果は、前記第1の鍵が前記第2の鍵に一致することに基づくセキュリティ検証の成功であるか、又は前記第1の鍵と前記第2の鍵とが異なることに基づくセキュリティ検証の失敗である、受信することと

を含む、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記2Dコードをスキャンして、前記2Dコードに対応する前記第1の2Dコード値を取得することの前、前記方法は、

前記第2の2Dコード値に従って前記2Dコードを生成することを更に含む、請求項2に記載の方法。

【請求項6】

2Dコードスキャンインターラクション装置であって、

2Dコードをスキャンして、前記2Dコードに対応する第1の2Dコード値を取得するように構成されるスキャンユニットと、

前記第1の2Dコード値に対応する第2の2Dコード値を取得するように構成される取得ユニットであって、前記第1の2Dコード値は、前記第2の2Dコード値に従って生成され、前記第2の2Dコード値に対応している、取得ユニットと、

前記第2の2Dコード値に対応するアプリケーションを呼び出し、前記アプリケーションを介してインターラクションのために前記第2の2Dコード値を開くように構成される呼び出しユニットと

を含む、装置。

【請求項7】

前記第1の2Dコード値は、識別情報を含み、

前記取得ユニットは、前記識別情報に対応する前記第2の2Dコード値を取得するように構成される、請求項6に記載の装置。

【請求項8】

前記装置は、

前記呼び出しユニットが、前記第2の2Dコード値に対応する前記アプリケーションを呼び出し、インターラクションのために前記第2の2Dコード値を開く前、前記第2の2Dコード値に対応する、呼び出された前記アプリケーションで前記第2の2Dコード値を開くことのセキュリティを検証するように構成される検証ユニットを更に含み、

前記呼び出しユニットは、前記セキュリティを成功裏に検証した後、前記第2の2Dコード値に対応する前記アプリケーションを呼び出し、インターラクションのために前記第2の2Dコード値を開くように構成される、請求項7に記載の装置。

【請求項9】

前記検証ユニットは、

前記識別情報に対応する第1の鍵を取得するように構成される取得サブユニットと、

前記アプリケーションに対応するアプリケーションサーバに前記第1の鍵を送信するように構成される送信サブユニットであって、前記第1の鍵は、前記アプリケーションサーバによって、前記識別情報に対応する記憶された第2の鍵と比較するために使用される、送信サブユニットと、

前記アプリケーションサーバから検証結果を受信するように構成される受信サブユニットであって、前記検証結果は、前記第1の鍵が前記第2の鍵に一致することに基づくセキュリティ検証の成功であるか、又は前記第1の鍵と前記第2の鍵とが異なることに基づくセキュリティ検証の失敗である、受信サブユニットとを含む、請求項8に記載の装置。

【請求項10】

前記装置は、

前記スキャンユニットが前記2Dコードをスキャンして、前記2Dコードに対応する前記第1の2Dコード値を取得する前、前記第2の2Dコード値に従って前記2Dコードを生成するように構成される2Dコード生成ユニットを更に含む、請求項9に記載の装置。

【請求項11】

命令のセットを格納する非一時的コンピュータ可読媒体であって、前記命令のセットは、装置に2Dコードスキャンインターラクション方法を行わせるように、前記装置の少なくとも一つのプロセッサによって実行可能であり、前記方法が、

2Dコードをスキャンして、前記2Dコードに対応する第1の2Dコード値を取得することと、

前記第1の2Dコード値に対応する第2の2Dコード値を取得することと、  
前記第2の2Dコード値に対応するアプリケーションを呼び出し、前記アプリケーションを介してインターラクションのために前記第2の2Dコード値を開くこととを含む、非一時的コンピュータ可読媒体。

【請求項12】

前記第1の2Dコード値は、識別情報を含み、  
前記第1の2Dコード値に対応する前記第2の2Dコード値を取得することは、前記識別情報に対応する前記第2の2Dコード値を取得することを含む、請求項11に記載の非一時的コンピュータ可読媒体。

【請求項13】

前記第2の2Dコード値に対応する前記アプリケーションを呼び出し、インターラクションのために前記第2の2Dコード値を開く前、前記装置の少なくとも一つのプロセッサによって実行可能な前記命令のセットは、前記装置に、

前記第2の2Dコード値に対応する、呼び出された前記アプリケーションで前記第2の2Dコード値を開くことのセキュリティを検証することを更に行わせ、

前記第2の2Dコード値に対応する前記アプリケーションを呼び出し、インターラクションのために前記第2の2Dコード値を開くことは、

前記セキュリティを成功裏に検証した後、前記第2の2Dコード値に対応する前記アプリケーションを呼び出し、インターラクションのために前記第2の2Dコード値を開くことを含む、請求項12に記載の非一時的コンピュータ可読媒体。

【請求項14】

前記第2の2Dコード値に対応する、呼び出された前記アプリケーションで前記第2の2Dコード値を開くことのセキュリティを検証することは、

前記識別情報に対応する第1の鍵を取得することと、  
前記アプリケーションに対応するアプリケーションサーバに前記第1の鍵を送信することであって、前記第1の鍵は、前記アプリケーションサーバによって、前記識別情報に対応する記憶された第2の鍵と比較するために使用される、送信すること、

前記アプリケーションサーバから検証結果を受信することであって、前記検証結果は、前記第1の鍵が前記第2の鍵に一致することに基づくセキュリティ検証の成功であるか、又は前記第1の鍵と前記第2の鍵とが異なることにに基づくセキュリティ検証の失敗であることを受信することと

を含む、請求項13に記載の非一時的コンピュータ可読媒体。

【請求項15】

前記2Dコードをスキャンして、前記2Dコードに対応する前記第1の2Dコード値を取得することの前、前記装置の少なくとも一つのプロセッサによって実行可能な前記命令のセットは、前記装置に、

前記第2の2Dコード値に従って前記2Dコードを生成することを更に行わせる、請求項12に記載の非一時的コンピュータ可読媒体。